

○本庄市建設工事検査実施要綱

平成18年1月10日

告示第165号

改正 平成22年6月21日告示第171号

平成25年4月1日告示第137号の3

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市建設工事検査規則（平成18年本庄市規則第126号。以下「規則」という。）に基づき、検査を適正かつ円滑に執行するため、その実施について、必要な事項を定めるものとする。

(検査の定義)

第2条 規則第2条に規定する「出来高検査」とは、工事の既済部分（工事現場に搬入済でかつ検収済の工事用材料を含む。）について部分払をしようとするときに行うものをいう。

2 規則第2条に規定する「中間検査」とは、工事の施工中において随時行うもので、次に掲げる各号のいずれかに該当し、かつ、工事主管課長と専任検査職員が協議した上、必要であると認めたものをいう。

(1) 検査を定期的に行うことにより、出来高検査及び完成検査が円滑に行われると判断される時。

(2) 工事の一部が、完成後又は供用開始後、明視できないことが予想される時。

(3) 工事の一部が重要構造物で監督職員（本庄市建設工事監督要綱（平成18年本庄市告示第166号）に規定する監督職員をいう。以下同じ。）の行う施工検査では適当でないと判断される時。

(4) 工事の一部が重要構造物若しくは電気、機械等の機器類で、それらの製造工程、精度及び性能について、工場において確認する必要があると認めるとき。

(5) その他工事主管課長と専任検査職員が協議し、必要であると認めたとき。

3 規則第2条に規定する「完成検査」とは、完成した工事について行う検査をいう。

(工事概要報告の期限)

第3条 規則第7条に規定する工事の報告は、契約日から起算して7日以内に行わなければならない。契約を変更した場合も、同様とする。

(検査手続の期限)

第4条 規則第8条に規定する検査の依頼及び通知の期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事検査依頼書（出来高検査の場合は工事出来高確認報告書を添付）による依頼 部分払検査請求書又は工事完成通知書の受理日から起算して3日以内
  - (2) 工事検査通知書による通知 検査日程及び検査対象について工事主管課長と事前に協議した上、工事検査依頼書の受理日から起算して3日以内
  - (3) 工事検査依頼書による中間検査の依頼 既済部分の出来形を確認した日から5日以内
- （手直しの期限）

第5条 規則第11条第2項に規定する契約に違反する事実が重大であるものとは、手直し日数が手直しを指示した日から7日以上を要するものをいう。この場合において、専任検査職員は、工事主管課長に対し工事手直し指示書により手直しの期限を指定して検査終了日に指示するものとする。

- 2 前項の場合において、契約に違反する事実が重大であるか軽易なものであるかにかかわらず、請負者に対しては工事現場協議書により、手直しの期限を指定して指示するものとする。

（検査の執行期限）

第6条 規則第8条第2項に規定する検査日程は、部分払検査請求書又は工事完成通知書の受理日から起算して14日以内に予定し、これを執行するものとする。

- 2 規則第11条第4項の規定による再検査の日程は、手直しの完了の報告を受けた日から起算して10日以内に予定し、これを執行するものとする。

（書類等の提示及び説明）

第7条 規則第10条第4項の規定は、検査の執行のとき、又は検査前において、必要な書類を監督職員に提示させ、説明を求めることができるものとする。

（検査の基準）

第8条 検査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土木工事及びこれに類する工事については、埼玉県土木工事实務要覧等の規定を準用する。
  - (2) 建築工事並びに電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事については、埼玉県建築工事实務要覧等の規定を準用する。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、別に定めがあるときは、その規定を適用する。
- 2 前項各号に該当しないもの及び規格値を外れたものであっても、構造上又は機能上支障がないと認められるものについては、検査職員の判定によるものとする。

- 3 設計図書（規則第5条第1項に規定する図書をいう。以下同じ。）の内容及

び出来形等に対しては、個人的見解に基づく判定をしてはならない。

(検査の方法)

第9条 規則第10条第1項から第4項までの規定による検査の方法は、書面検査と実地検査に区分して、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 書面検査は、設計図書に基づき、第7条の規定により提示された書類について、監督職員から説明を受け、工事全般を把握するとともにその内容を次のとおり検査しなければならない。

ア 設計図書 設計図書が所定の積算基準、標準歩掛りその他の条件に従って作成されているかを検査し、当該工事の概要を把握する。

イ 出来形管理 出来形管理図及び出来形数量等について、設計図書と対比して、出来形寸法が所定の規格値及び条件を満たしているかを確認するとともに、数値の過不足を検査する。

ウ 品質管理 計測記録並びに品質管理項目の実施方法及び内容を確認した上、所定の規格値及び条件を満足しているか、又はそれらの結果が施工に反映されているかを検査する。

エ その他の資料 工事記録写真その他関係資料等の整理状況、関係法規の厳守状況、工程管理並びに安全管理等の対策状況を検査する。

(2) 実地検査は、書面検査によって把握した内容と現地とを対比し、施工の技術的水準等について次のとおり検査しなければならない。

ア 出来形 形状寸法について計測等を行い、所定の規格値及び条件を満足しているかを検査する。

イ 品質 計測、測定、操作、運転等を行い、精度及び性能について所定の規格値及び条件を満足しているかを検査する。

ウ 出来栄え 外観及び仕上がり状態が一定の技術的水準にあるかを検査する。

(3) 前号の場合において、明視部分又は不明視部分にかかわらず、検査が困難と判断される部分については、監督職員の行う施工検査の資料及び工事記録写真によって判定する。この場合において、特に必要と判断した場合には、工事箇所の一部を破壊して検査することができる。

2 検査を終了したときは、監督職員及び請負者その他の関係者に対し、工事全般に対する評価、手直し等の指示事項及びその他の注意事項について講評をしなければならない。

(検査の結果報告)

第10条 規則第13条第1項から第4項までの規定による検査結果の報告、書類の送付及び検査結果等の通知は、検査終了日から起算して5日以内に検査関係書類を作成した上、行わなければならない。

2 規則第13条第5項の規定による報告は、毎年度において、出納閉鎖後速やかに行うものとする。

(準用規定)

第11条 第5条から第9条まで及び前条第1項の規定は、規則第6条第1項第2号の規定により指定検査職員が執行する検査について準用する。この場合において、第5条第1項中「専任検査職員」とあるのは「指定検査職員」と、「工事主管課長」とあるのは「監督職員」と、「工事手直し指示書」とあるのは「口頭」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の本庄市建設工事検査実施要綱(平成6年本庄市告示第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年6月21日告示第171号)

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の本庄市建設工事検査実施要綱の規定は、平成22年4月1日以後に完成した工事について適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の本庄市建設工事検査実施要綱の規定に基づき行われた手続は、改正後の本庄市建設工事検査実施要綱の相当規定により行われたものとみなす。

附 則(平成25年4月1日告示第137号の3)

この告示は、公示の日から施行する。